

サービス利用の 支給決定プロセス

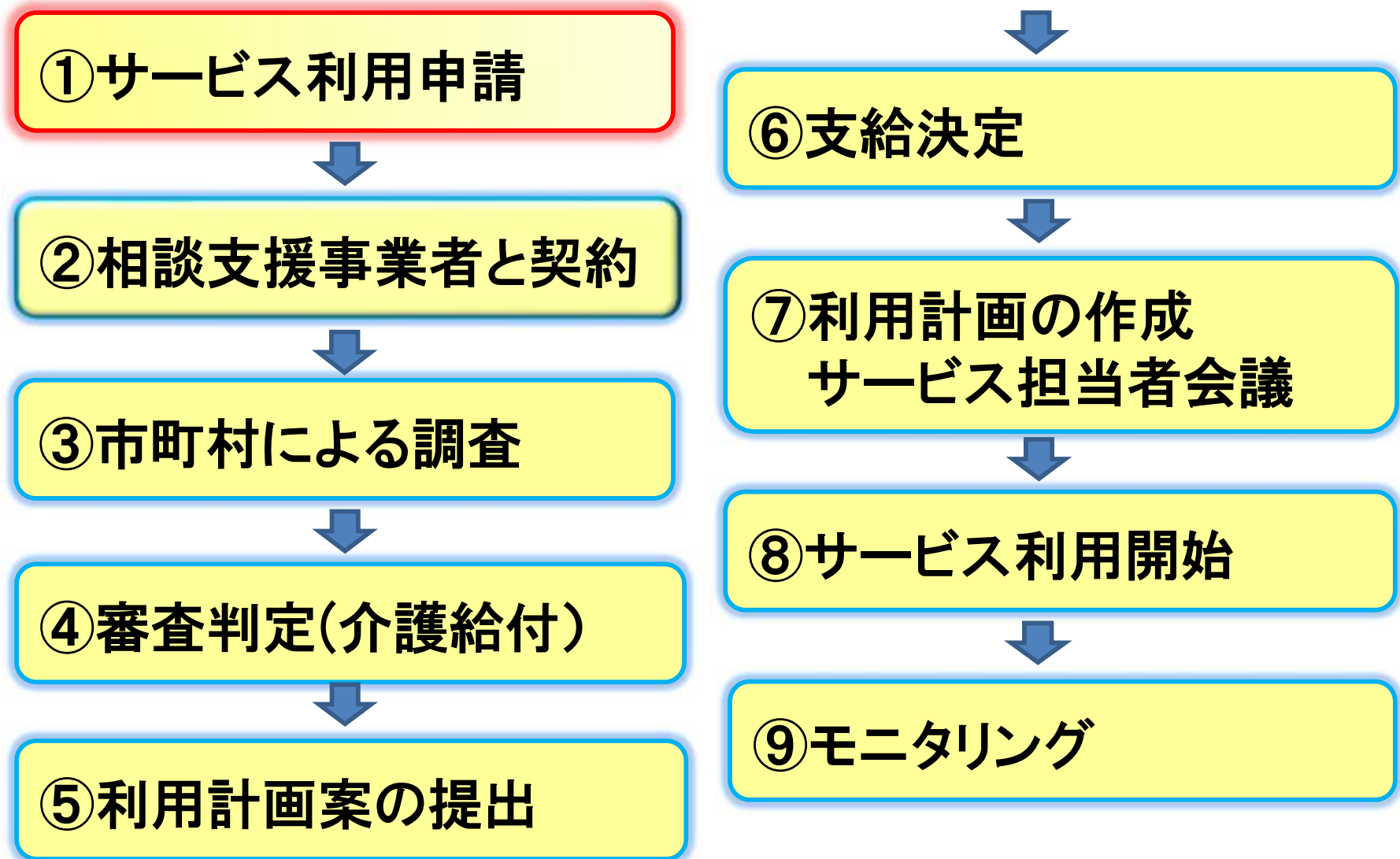


社会福祉法人 榎の実会
高安 一弘

この講義の中で理解してほしいこと

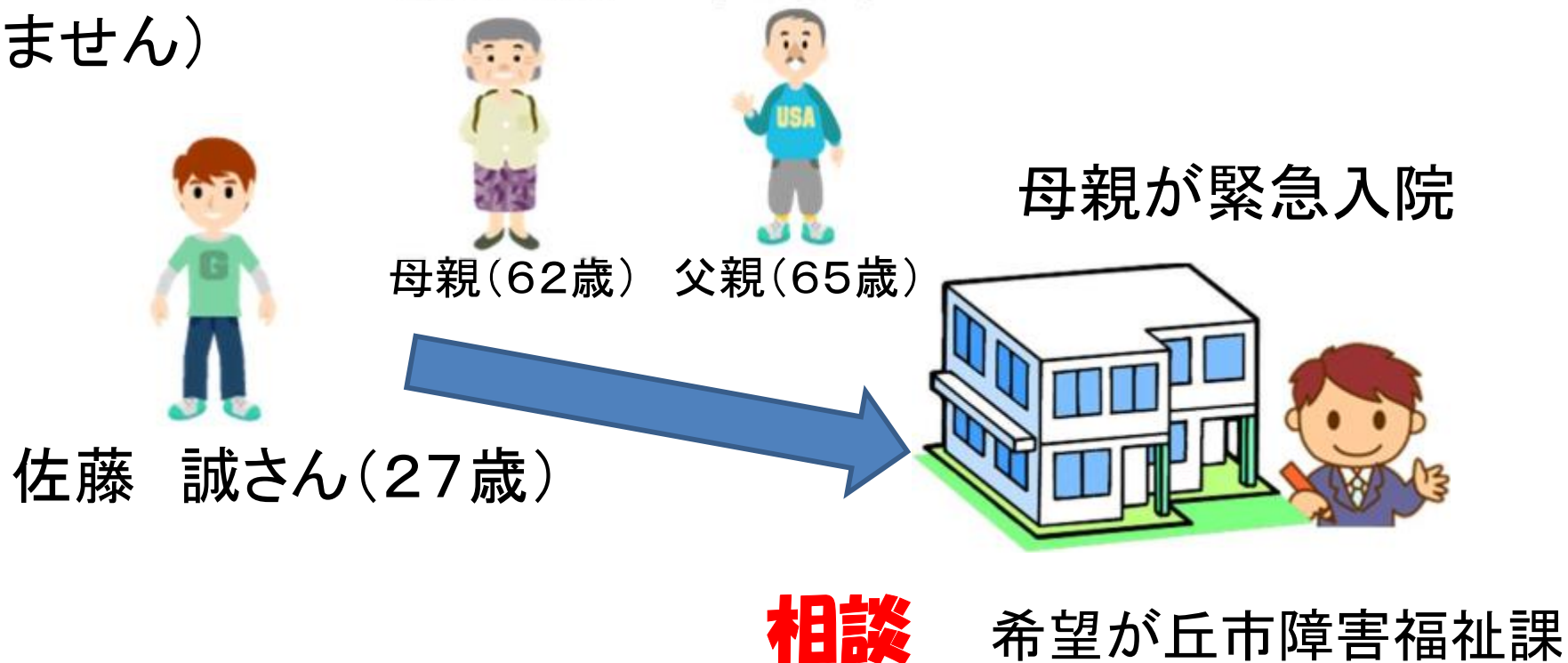
1. 障害福祉サービスの一連の流れを理解する。
2. 本人中心の支援について理解する。
3. 利用者が新規の相談に来た時の対応を理解する。
4. サービス等利用計画の取り扱い方を理解する。
5. 障害支援区分決定の仕組みを理解する。
6. 相談支援専門員と各事業所との協力体制を理解する。
7. サービス等利用計画書と個別支援計画書の関係を理解する。

サービスの支給決定プロセス



① サービス利用申請

佐藤 誠さん(27歳:知的障害B1)は両親と3人で暮らしていましたが、母親が体調を悪くし、医師から「早急入院するように」と言われてしまいました。そこで、希望が丘市の市役所の障害福祉課に相談に来ました。(佐藤さんは現在福祉サービスを利用していません)



【市役所の窓口で】

佐藤さん: お母さんの調子が悪く、担当の医師から「できるだけ早く入院してください。」と言われてしまいました。お母さんがいないとこれまでの生活ができません。なんとか助けてください。

市の担当者: お母さんが入院するんですか。それは困りましたね。

(簡単な質問をしてから)、お父さんは家事があまりできないようですので、障害福祉サービスを利用することとなりますね。そのためには申請が必要です。ではこの利用申請書のまるで困ったところに必要事項を書いてください。

佐藤さんはどんなサービスを利用したいですか。自分が利用したいサービスの計画を作ってください。

そのためには利用計画書を提出してください。

佐藤さん: そんな難しいことをいわれてもほくにはなんのことかよくわかりません。どうすればよいですか。

サービス利用申請書

担当者: たしかに佐藤さん自身で自分でサービスの計画を作ることは大変ですね。それでは佐藤さんの相談にのってくれる事業所に相談に行ってみたらどうですか。

佐藤さん: 市役所ではぼくの計画を作ってくれないんですか。

担当者: 残念ながらそれはできません。市役所はできた計画を確認し、その計画がうまく利用できるように支援することが仕事です。

佐藤さん: ではどうすればよいですか。

担当者 (用紙を渡し) これが佐藤さんの相談にのってくれる市内の事業所の一覧です。自分で好きなところに行ってください。電話をしてから行くとよいですよ。

佐藤さん: どの事業所が親切なのか教えてください。

担当者: 残念ながらそれもできません。

佐藤さん: 役所の人冷たいなあ。(と、ぼやく)



サービス等利用計画書

② 相談支援事業者と契約

佐藤さんは自分で事業所を見つけることができません。そこで、以前同じ特別支援学校に行っていた友達に連絡をし、事業所を紹介してもらいました。

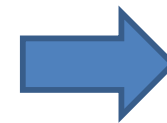
佐藤さん



希望が丘市役所



サービス等
利用申請書



ほのぼのの相談支援事業所



初回相談

アセスメント

契 約

サービス等利用計画書(案)

佐藤さん: 母親が緊急で入院するので、すぐにサービスを利用したいんです。
担当の千葉さん: それは困りましたね。では自宅に伺ってもよいですか。
佐藤さん: 今すぐ来てください。

(ということで: 1時間後の自宅での会話です。)

千葉さん: 佐藤さんの現在の様子と必要な支援を聞かせてください。(できる
ことや困っていることなどを質問する: アセスメント)

佐藤さん: ぼくのサービス計画を立ててくれますか。

千葉さん: もちろんです。ところで佐藤さんはどんなサービスを希望しますか。

佐藤さん: 自宅での生活も大切ですが、自宅で何もしないでいるのも退屈で
す。働いている友達もいるので、自分も何かをしたいです。

千葉さん: わかりました。佐藤さんの希望に沿った計画を作り、のちほど計画
書(案)を作って持ってきます。私の事業所との契約も必要となります
ので利用契約書も持ってきます。

佐藤さん: わかりました。できるだけ早くお願いします。

サービス等利用計画書(案)

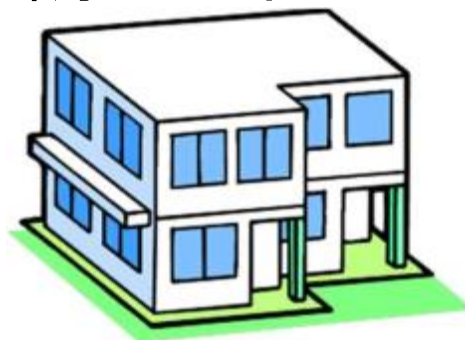
サービス利用契約

③ 市町村による調査

佐藤さんに希望が丘市の担当から連絡がきました。
3日後の午後2時に自宅に調査に来るとのことです。



佐藤さん



支援区分の調査（調査員：山崎さん）



かかりつけ医（西川医院）
（医師の意見書作成）

佐藤さん: 母親が入院するので、困っています。サービスが利用できるまで近くに住んでいるおねえさんが何とかすると言っていますが、それほど期待できません。早く何とかしてください。

担当者: わかりました。今日は佐藤さんの様子を聞きに来ました。佐藤さんの様子がよくわからないとサービスが利用できません。こちらは調査員の山崎です。

山崎さん: いろいろな質問をしますので、正直に教えてください。

(1時間ほど質問をする)

担当者: 佐藤さんは食事や入浴などの介護給付サービスを希望していますので市で行っている審査会の判断が必要です。早速この情報を市の審査会にかけます。ところでいつもどの医者を利用していますか。

佐藤さん: 近くの西川医院です。風邪をひいたときにも受診しています。親切な先生です。

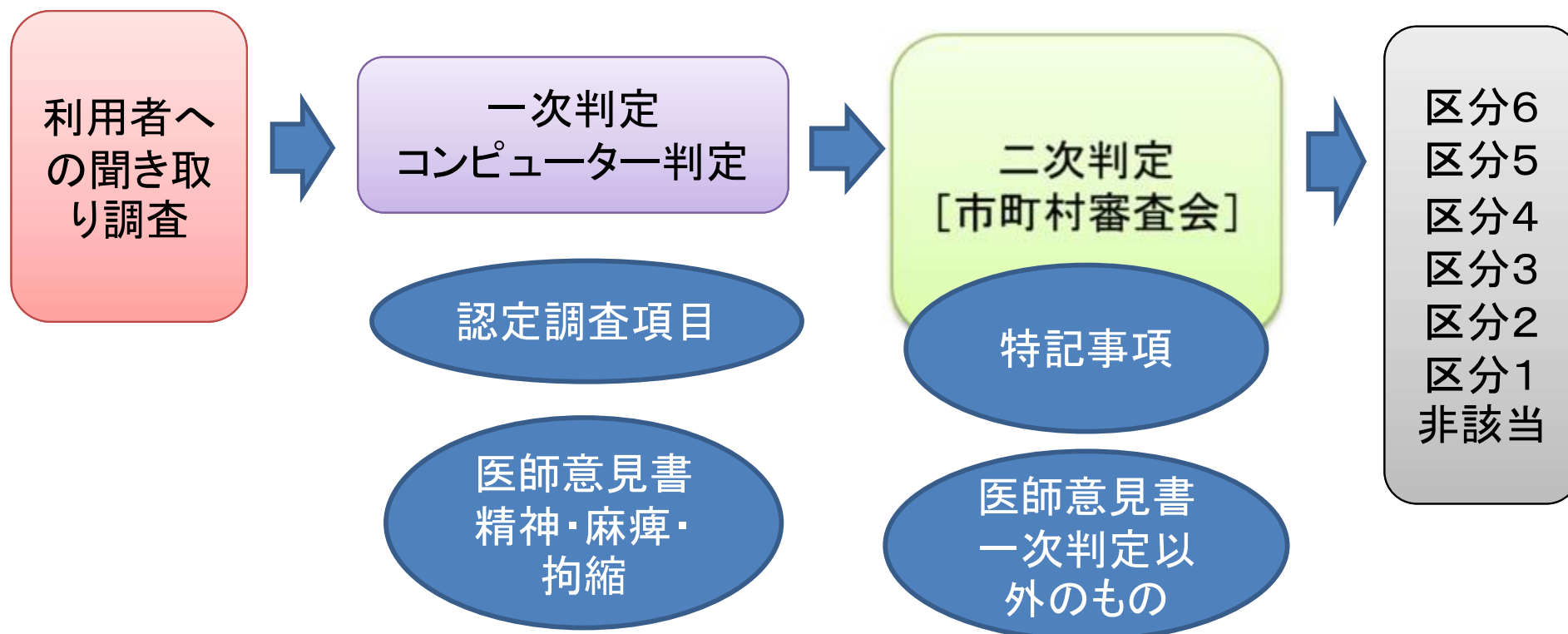
担当者: 西川先生は私たちも良く知っています。それでは西川医院に行つて診察を受けてください。審査会では医師の意見書も必要です。

アセスメント表

医師意見書

④審査判定(介護給付)

佐藤さんの情報について障害支援区分認定審査会が開かれました。(市では毎月2回開催です)審査員は5人です。その他に市の担当者が参加しています。西川医院からの医師意見書もすでに提出されました。



障害支援区分 認定調査項目

移動や動作等に関連する項目

寝返り	起き上がり	座位保持	移乗	立ち上がり	両足での立位保持
片足での立位保持	歩行	移動	衣類の着脱	じょくそう	えん下

身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

食事	口腔清潔	入浴	排尿	排便	健康・栄養管理
薬の管理	金銭の管理	電話等の利用	日常生活の意思決定	危機の認識	調理
掃除	洗濯	買い物	交通手段の利用		

意思疎通等に関連する項目

視力	聴力	コミュニケーション	説明の理解	読み書き	感覚過敏・感覚鈍麻
----	----	-----------	-------	------	-----------

行動障害に関連する項目

被害的・拒否的	作話	感情が不安定	昼夜逆転	暴言・暴行	同じ話をする
大声・奇声を出す	支援の拒否	徘徊	落ち着かない	外出して戻れない	一人で出たがる
収集癖	物や衣類を壊す	不潔行為	異食行動	ひどい物忘れ	こだわり
多動・行動停止	不安定な行動	自傷	他害	不適切な行為	突発的な行動
過食・反すう等	そう鬱状態	反復的な行動	対人面の不安緊張	食欲が乏しい	話がまとまらない
集中力が続かない	自己の過大評価	集団への不適応	多飲水・過飲水		

特別な医療に関連する項目

点滴の管理	中心静脈栄養	透析	ストーマの処置	酸素療法	レスピレータ
気管切開の処置	疼痛の看護	経管栄養	モニター測定	じょくそうの処置	カテーテル

【市の審査会】

担当者:コンピューターによる一次判定は区分3です。ある程度の生活能力があるようですが、今まで母親がいろいろと支援をしていたため、依存度が高いようです。家事の経験もなく、今までと同じ生活を送るにはサービスが必要なようです。

委員1:項目により特記事項がかなり多いようですね。西川先生の記述も参考になります。

委員2:こだわりや経験不足による支援も必要ですね。

委員3:知的障害とともに、身体障害の部分もありますね。

委員4:これを機会にサービスを利用しながら、いろいろな経験を積んで、自分でできることが多くなるとよいですね。

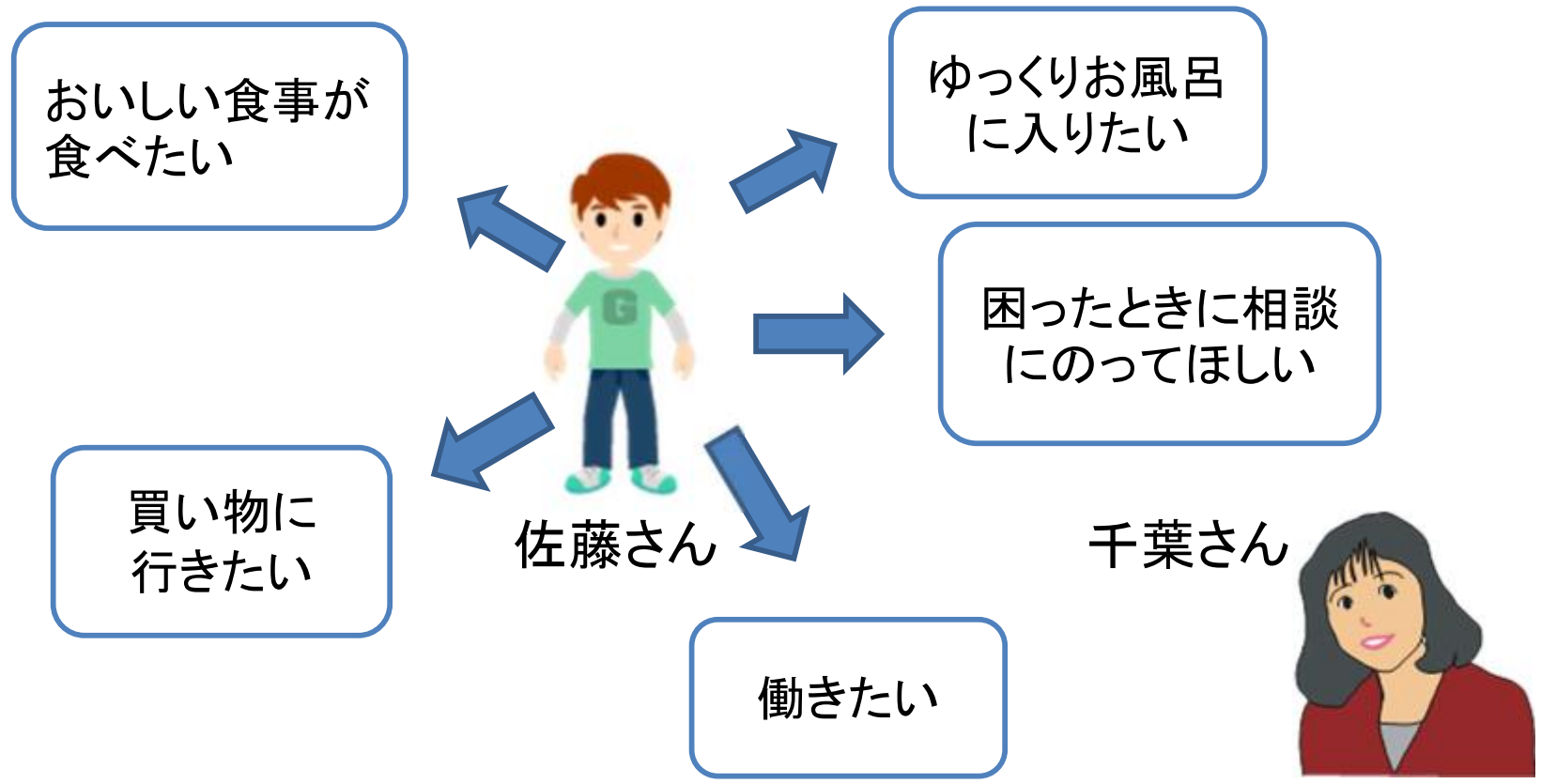
審査会の結果、支援区分は3から4に変更となりました。

障害支援区分

障害支援区分認定審査会

⑤ サービス等利用計画案の提出

佐藤さんは、ほのぼのの相談支援事業所の千葉さんに作ってもらったサービス等利用計画書(案)を持って市役所に出かけました。今回は千葉さんも一緒に行ってくれました。



【市役所での出来事】

佐藤さん: サービスの計画書を持ってきました。

担当者: 佐藤さんはどんなサービスを受けたいのですか。

佐藤さん: まずは困っている自宅での生活をなんとかしてもらいたいです。今まで母親が行っていた食事や入浴、買い物も…。

担当者: サービスは利用できるでしょうが、お父さんにもある程度の協力をしてもらえます。

佐藤さん: わかりました。話してみます。でも父は家事などの経験はあまりありません。できないと思いますよ。それからぼくはいつも家にいても退屈なので働くための訓練をしたいですね。

担当者: 急にいろいろと生活が変わると大変じゃないですか。以前はそんな話はしていませんでしたよね。

佐藤さん: 千葉さんがアドバイスをしてくれたんですよ。正直言うと今までずっと自宅にいてつまらなかったんです。

担当者: わかりました。市でこの計画案を検討してみます。

サービス等利用計画書(案)

週間ケア計画

⑥ 支給決定

サービス等利用計画書案を提出した佐藤さんのもとに1通の郵便が届きました。介護給付費等支給決定通知書と障害福祉サービス受給者証でした。これは「福祉サービスを利用できます」という内容のものでした。そこで、佐藤さんはほのぼの相談支援事業所の千葉さんと連絡をとりました。

おいしい食事が
食べたい
[家事援助30時間]

ゆっくりお風呂に入りたい
[身体介護10時間]

買い物に行きたい
[移動支援10時間]



困ったときに相談にのって
ほしい[相談支援]

働きたい
[生活介護週5日]

佐藤さん:市から手紙がきました。サービスを利用できるそうです。でもヘルパーなど、どこを使ったらよいかわかりません。

千葉さん:心配いりません。佐藤さんをうまくサポートしてくれる事業所を知っていますから安心してください。

佐藤さん:ありがとうございます。よろしくお願いします。

千葉さん:では佐藤さんが利用したいサービスの関係者に集まっていたいただき、佐藤さんの希望をみんなで聞きましょうか。

佐藤さん:そうですね。お願いします。早くサービスを利用したいです。

千葉さん:佐藤さんの自宅に集まってもらいますが、よいですか。

佐藤さん:自宅は散らかっているからあまり来てほしくないですね。

千葉さん:でも、自宅に行かないと佐藤さんの様子かわからないんですよ。

佐藤さん:わかりました。それまでに片付けておきます。

介護給付費等支給決定通知書

障害福祉サービス受給者証

⑦ サービス等利用計画の作成・サービス担当者会議

相談支援事業所の千葉さんの働きかけで、佐藤さんの自宅にそれぞれの業者が集まりました。居宅支援事業所、移動支援事業所、生活介護事業所の3事業所です。



美味しい食事を
食べたい

ゆっくりお風呂に
入りたい

買い物に行きたい

働きたい

困ったときに相談に
のってほしい

居宅支援事業所
ハッピー

社会福祉協議会
(移動支援)

いきいきホーム
(生活介護)

相談支援事業所
ほのぼの

佐藤さん: みなさん、ぼくのお世話をよろしくお願いします。

ヘルパー: 佐藤さんは食事を作ることができますか。

佐藤さん: ラーメンぐらいしかできないけど、いろいろなものを作ってみたいですね。教えてください。

ヘルパー: まずはヘルパーがおいしいものを作ります。ヘルパーの作る様子を見ながら、少しずつ自分でできるものを考えていきましょう。

佐藤さん: 仲間と同じように働いてお金をかせぎたいんですが。

担当者: 佐藤さんは自宅でのんびりすることが多かったので、まずは生活介護の事業所を利用し、どんなことができるかいろいろと試してみましよう。それから働く訓練をしてはいかがですか。

佐藤さん: わかりました。楽しそうですね。がんばります。

担当者: この間見学に来た事業所です。少しずつ頑張りましょう。

千葉さん: もし佐藤さんがよろしければそれぞれの事業所の方と契約をしてください。

サービス等利用計画書

利用契約書

⑧ サービス利用開始

佐藤さんはサービスを利用できることになりました。ほのぼの相談支援事業所からはサービスを提供する事業所が記載されたサービス等利用計画書を提示され、佐藤さんは同意のサインをしました。また、相談支援事業所の千葉さんは同意を得た計画書の写しを市の担当者に提示しました。佐藤さんは障害福祉サービス受給者証を事業所に提出し、決められたサービスを受けています。時々、千葉さんは佐藤さんに電話をしています。

千葉さん：職員の皆さんはよくやってくれますか。

佐藤さん：みんなとてもやさしいので、助かっています。

千葉さん：困ったことがあったらいつでも相談してください。

佐藤さん：ありがとうございます。

障害福祉サービス等受給者証

【生活介護事業所で】

担当者：佐藤さんの得意なことはなんですか。

佐藤さん：友達とカラオケやゲームをしていましたので、それが得意です。
星野源の歌はよく歌っていますよ。それに父親の実家が農家なので、野菜の栽培も何とかできると思います。

担当者：それはよかった。いきいきホームは野菜の栽培をみんなで行っています。カラオケも2～3人ずつですが行っています。ところで、市の支給量では週5回まで利用できることとなっていますが、どうしましょうか。

佐藤さん：今までのんびりをしていたので、最初は週3回からお願いします。
迎えに来てもらえるんですか。

担当者：佐藤さんの自宅に8時40分に迎えにきます。それまでにきちんと準備をして待っててください。働きたいとの目標があるので、しっかり頑張りましょう。

佐藤さん：はい。朝しっかり起きて、元気に活動できるようにします。

個別支援計画書

利用契約書

外部とつながる「サービス担当者会議」と 内部で深める「個別支援会議」

1回目：サービス担当者会議（サービス調整会議）



①事業所外部と連携・協力・役割分担！

サービス等利用計画

2回目：個別支援会議



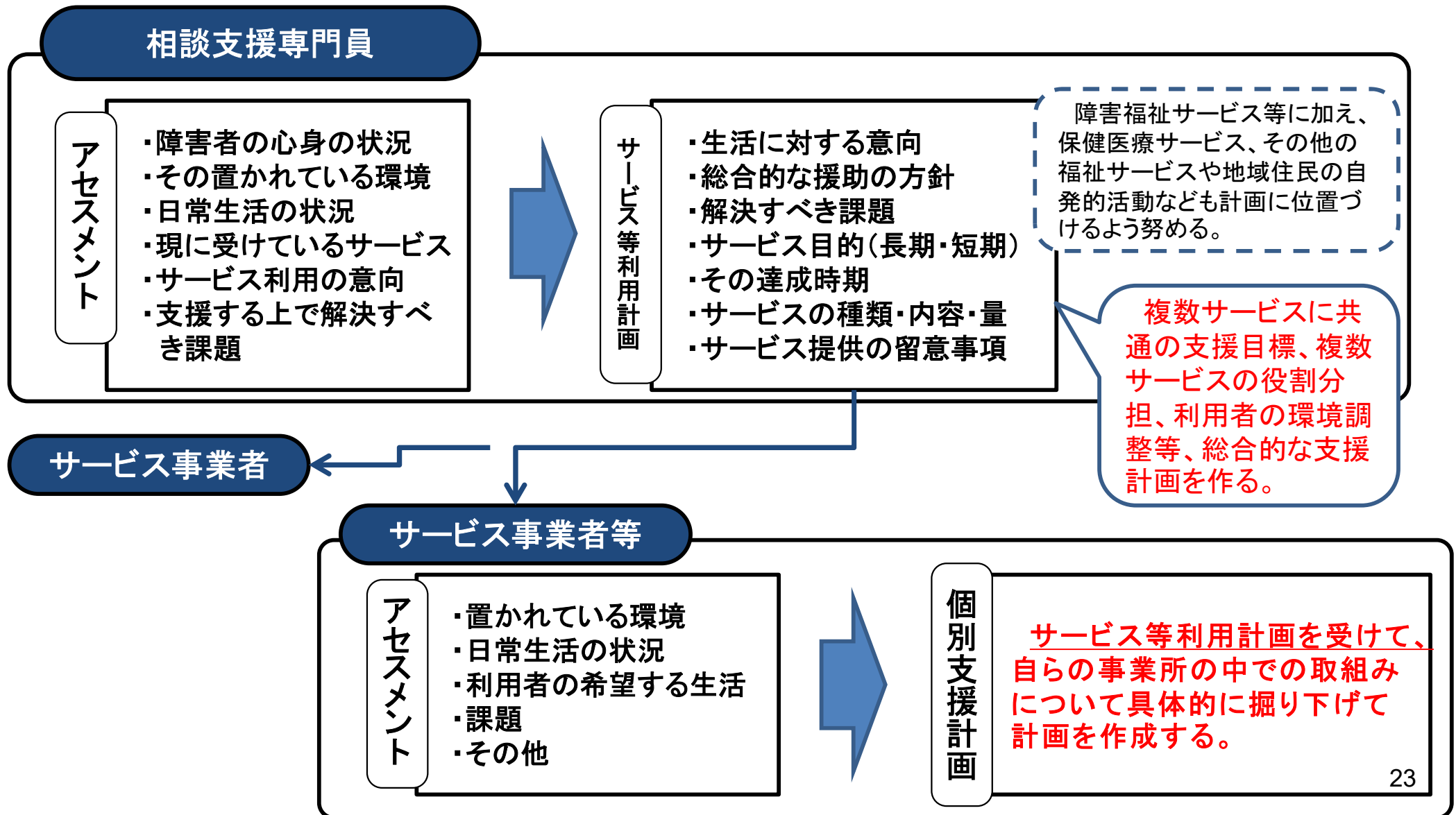
「サービス等利用計画（外部の支援も含めたトータルプラン）」を元に...

②事業所としての「個別支援計画」を作成！

必要に応じて、関係機関の参加を求めることもあります

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画は、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画は、サービス管理責任者等が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



⑨ モニタリング

佐藤さんはヘルパーなどを利用しながら、在宅生活をしています。また、元気に生活介護事業所に通っています。母親の治療経過は順調で、2か月で退院することが決定しました。千葉さんはこれを機会に佐藤さんの自立度を高めていきたいと考えています。

新規にサービスを利用した場合には、3か月間は毎月モニタリングを実施することとなっています。モニタリングはサービスがうまくいっているか、本人と事業所の担当者の双方から聞きとりをするものです。生活介護の事業所は半年に1度モニタリングを行います。



千葉さんは佐藤さんの自宅を訪問しました。

千葉さん：生活はどうですか。

佐藤さん：お母さんのことは心配ですが、ヘルパーさんに手伝ってもらい、頑張っています。この間は目玉焼きを自分で作りました。自分で好きな物が作れると楽しいですね。洗濯機の使い方も教えてもらいました。父は頼りになりませんよ。

千葉さん：いきいきホームはいかがですか。

佐藤さん：とても感じのよいところです。今は花や野菜の栽培と販売、カラオケやゲームなどもしています。学校の時の友達もいるので毎日行くのが楽しいです。良いところを紹介してくれてありがとうございます。

千葉さん：それはよかったですね。

(番号)

別紙様式4

サービス等利用計画書(1)

<input type="radio"/> 初回	<input type="checkbox"/> 継続
--------------------------	-----------------------------

利用者名: 佐藤 誠 性別 男 生年月日 平成 8年 6月 17日 27歳 住所 希望ヶ丘市桔梗の郷2-1-4

指定相談支援事業者名・所在地及び計画作成者ほのぼの相談支援事業所 希望ヶ丘市高野583番地 千葉 幸子 千葉

初回サービス利用計画作成日 令和 5年 6月 28日 サービス利用計画変更日 平成 年 月 日

受給者証の有無、有効期間及び番号: 有 令和 6年 6月 30日 NO. 無 上限額: 0 円

障害支援区分					○			
	非該当	1	2	3	4	5	6	未認定

利用者および家族の希望	本人: 週に2回のんびり入浴したい。おいしい自分好みの食事が食べたい。今の生活を続けていきたい。 家族(母): 自分は入院となってしまったが、誠のことが心配。父は家事ができないので、ヘルパーを活用してなんとか誠が自宅での生活を続けられるようにお願いしたい。
-------------	---

相談支援専門員の支援方針	本人の希望を尊重し、いろいろなサービスを利用しながら現在の生活を維持していく。 家族(母)の行っていた家事をヘルパーを活用しながら支援していく。
--------------	---

長期目標(1年)	在宅の生活を安定させ、将来に事を考えて生活目標を持つことが出来るようにする。
----------	--

短期目標(3月)	母が行っていた家事をヘルパーを使う事により支援し、生活の安定を図る。 通所のサービスを利用することで、生活の活性化を図っていく。
----------	---

(番号:)

サービス等利用計画書(2)

別紙様式4

ニーズの優先順位	生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)	援助目標 (目標を達成すべき時期を明記する 必要のあるものは時期を記入)	援助内容 (提供期間を明記する必要があるものは 「頻度」欄に記入)			費用 (円/月)			
			サービス内容	サービス種別 (事業者等)	頻度	サービス費用 (全額)			自己負担
						単位	回数	合計	
1	清潔を保ちたい	入浴を通じて清潔保持ができる。	ヘルパーによる入浴介助 (1回1時間)	居宅介護 (身体介護) ハッピー	週2回	393	9	35,370	3,537
2	おいしい食事が食べたい。	バランスを考えた美味しい食事を提供できる。	ヘルパーの調理による昼食の提供 (1回1時間)	居宅介護 (家事援助) ハッピー	週4回	191	18	34,380	3,438
3	買物に行きたい	外出をし、気分転換を図ることができる。	買い物の同行 (1回1.5時間)	移動支援 社会福祉協議会	月4回	268	4	10,720	1,072
4	働きたい	規則正しい生活を送ることができる。	プログラムの提供	生活介護 いきいきホーム	週3回	687	14	96,180	9,618
5	相談にのってほしい	不安を解消することができる。	相談・サービス等利用計画の作成・担当者会議の開催・連絡調整など	計画相談 ラッキー	随時	1458	1	14,580	0
サービス利用計画 (モニタリング) の有効期限 令和 4 年 6 月 30日まで					サービス費合計	191,230		自己負担額	(17,665) → 0
備 考					本人または代理人の同意				
生活介護の事業所では昼食代として1日400円が必要である。 各事業所のサービス利用料金は基本料金だけで、事業所によりこのほかに各種の加算が算定される場合がある。 ※週間ケア計画を必要に応じて添付					日 付 令和 5 年 6 月 29 日				
					署 名 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 佐藤 誠				

障害者の権利等に関する理解

(講義の狙い)

- ①障害者の権利を守るためのさまざまな法律について学び、障害者の権利擁護や虐待防止・本人主体の支援の在り方について理解する。
- ②障害者差別解消法における「合理的配慮」の考え方を理解し、具体的な配慮について考える。
- ③障害者虐待防止法における「各種の虐待」の背景を理解し、その防止に果たす相談支援従事者の役割について考える。

初めに

障害者は障害者である前に私たちと同じ普通の市民である。にもかかわらず、一般の人々とは異なる生活様式を余儀なくされたり、多くの偏見や差別の中におかれている。国民すべてに与えられている権利を行使できないばかりか、自らを守る術を知らない人たちも多い。

障害者に対する差別や虐待の背景には人々の誤った障害認識と、障害者自身の主体性の未確立がある。障害者に対する自立支援の基本は障害者自身の主体性(自己選択と自己決定)の尊重である。障害者の望む暮らしの実現を支援する相談支援従事者の役割は、一般市民に対する障害者理解の啓発と障害者自身のエンパワーメントとの双方に向けられなければならない。

1 障害者の権利擁護

(1)「障害」とは何か

- 障害とは：誰もが持ちうる属性の一つ
- 何ゆえ障害のある人にとって社会は生活しづらいのか：障害とは異なる属性を有する多数派が築いた社会環境と、少数派である障害という属性を有する人たちとの間の不調和（社会的障壁）が要因
- どうしたら社会的障壁を改善できるのか：障害のある人とない人との互いの歩み寄りの努力の他に、それを後押しする法・制度と障害のある人の権利擁護が重要
- 何ゆえ障害のある人に対する偏見や差別が起こるのか：周囲の人々が障害という属性を知らないことが最も大きな要因
- 誰もが望む共生社会を実現するには：少数派の人たち(障害のある人など)の社会貢献活動に期待

(2)障害があるがゆえに考慮すべき権利とは

障害者が地域で自立した生活を営むための基本的権利として、障害者制度改革推進会議の総合福祉部会から提出された「障害者総合福祉法の骨格に関する提言」では、次のような権利保障を掲げている。

- 障害ゆえに命の危険にさらされないための支援を受ける権利
- 必要とする支援を受けながら障害者が意思(自己)決定を行う権利
- 障害者が自らの意思に基づいてどこで誰と住むか、どのように暮らしていくか、特定の様式での生活を強制されないための支援を受ける権利
- 障害者が自ら選択する言語およびコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営むための情報保障・コミュニケーション支援を受ける権利
- 障害者が自らの意思で移動するための外出介助等の支援を受ける権利
- 障害者の個別の事情に最もふさわしい内容でこれらの支援を受ける権利

(3)障害者の権利擁護とは

平田厚弁護士はその著書「これからの権利擁護」の中で、「権利擁護とは自己決定権の尊重という理念の下に、本人の法的諸権利につき、本人の意志あるいは意向に則して、過不足なく本人を支援すること」と定義し、その要素として、自己決定のための条件整備、自己決定過程の支援、自己決定された権利の主張の支援(代弁)、主張された権利の実現の支援(権利回復支援、権利獲得支援)の四つの次元を上げている。

2 障害者の権利等に関する各種の法・制度

(1) 障害のある人の権利に関する条約(障害者権利条約)の概要

2006年12月、国連は障害者権利条約を採択、我が国はその批准に向けて国内法の整備を進めてきた。障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定などを経て、2014年1月、世界141番目の国として条約を批准、翌2月に発効したところである。

この条約は、前文において「世界における自由、正義および平和の基礎をなすものとして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳および価値並びに平等の且つ奪いえない権利」を認め、その実現のために締約国が講ずべき障害者に対するあらゆる差別の撤廃や具体的措置を規定している。

① 目的(第1条)

障害のあるすべての人によるすべての人権および基本的自由の完全且つ平等な共有を促進し、保護しおよび確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

② 定義(第2条)

- 「コミュニケーション」とは：筆記、音声装置、平易な言葉、口頭・朗読その他の拡大・代替コミュニケーションの形態、手段および様式と共に、言語、文字表示、点字、触覚伝達、拡大文字およびアクセシブルなマルチメディア等をいう。
- 「言語」とは：音声言語、手話および他の形態の非音声言語等をいう。
- 「障害に基づく差別」とは：障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を認識し、共有しまたは行使することを害しまたは無効にする目的または効果を有するものをいう。(障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む)
- 「合理的配慮」とは：障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を共有しまたは行使することを確保するための必要且つ適切な変更および調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、且つ、不釣り合いなまたは過重な負担を課さないものをいう。
- 「ユニバーサルデザイン」とは：調整または特別な設計を必要とすることなく、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた福祉用具が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

③ 一般原則(第3条)

- 固有の尊厳、個人の自立(自ら選択する自由を含む)および人の自立の尊重
- 非差別
- 社会への完全且つ効果的な参加およびインクルージョン
- 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環および人類の一員としての障害のある人の受容
- アクセシビリティ
- 機会の平等

- 男女の平等
- 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、および障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

④その他

条約では第4条において締約国が講ずべき一般的義務を規定し、第50条に渡り講ずべき具体的措置やモニタリング機関の設置・国連への履行状況の報告などを規定している。

なお、2022年8月に実施された国連障害者権利委員会による対日審査において、日本政府に対して次のような勧告が示された。

- 代行決定制度を廃止して障害者の法の下での平等を確保し、支援型意思決定制度を構築すること。
- 障害者の強制入院による自由のはく奪を認めるすべての法的規定を廃止すること、および本人同意のない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止すること。
- 障害者の施設修養を終わらせるための迅速な措置をとること、および障害者が、居住地、どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられないようにし、自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。
- 障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。
- パリ原則を完全に満たす国内人権期間を設立すること、およびその枠組みの下で障害者政策委員会の制度的基盤を強化すること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

①法の目的

障害のある人に対する不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供を「差別」と規定し、国の行政機関や地方公共団体・民間事業者等に差別の解消に向けた取り組みを求めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目指す。

②障害を理由とする差別とは

- 不当な差別的取り扱い：正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を課すような行為をいう。
 - 合理的配慮の不提供：障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過重な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別とされる。
- ※社会的障壁とは：障害のある人にとって日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるようなものをいう。通行しにくい施設などの物、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見などの観念などがそれに当たる。

③法的義務

- 令和3年に成立した改正障害者差別解消法に基づき、国・地方公共団体等および民間事業者は、不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供が法的義務とされた。
- ※個人的な関係や思想・言論などは法の対象とはならない。また、雇用分野の問題は「改正障害者雇用促進法」の対象となり、民間事業者であっても法的義務とされている。

④相談支援体制における法と条例との関係

法では、相談支援や紛争解決について、既存の相談機関を充実・活用することとされているが、県条例には法では規定されていない「訴訟の援助」等の規定があり、既に17年におよぶ相談活動の実績もあることから、千葉県では条例を法の上乗せ機能として一体的に運用することとした。具体的には次のように対応される。

- 法に基づく相談機関は、行政の場合は障害福祉所管課(または総務課、人事課など)、民間事業者の場合は本部総務課に設置されている場合が多い。障害者差別は虐待とも密接に関係しており、両者を区別することが難しい事案もあることから、行政におけるこれらの相談は一体的に対応することが望まれる。
- 差別に関する第一義的な相談窓口は市町村とし、条例に基づく地域相談員や広域専門指導員は市町村の主体的な調整活動に協力する。
- 市町村による主体的な調整活動で解決が困難な事案や、複数の市町村にまたがる事案の場合は条例に基づく調整活動につなげる。
- 相談者本人の希望で、条例に基づく相談窓口にも直接相談することもできる。

⑤障害者差別解消支援地域協議会について

身近な地域において地域協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、地域の実情に応じた差別解消のための主体的な取り組みを行うことができる。千葉県では、障害のある人の相談に関する調整委員会と障害者差別解消支援地域協議会を一体的に運用することによって、より効果的な取り組みを行うこととした。

なお、千葉県の障害者条例では、当事者間の話し合いで解決できない場合、知事に対して助言・斡旋の申立てができるほか、訴訟の支援も受けられるとされている。

(3)障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の概要

①障害者虐待に該当するもの

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待
- ※ 学校・保育所・医療機関については対象外。

②虐待の類型

- 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※ 施設と使用者に対しては「不当な差別的言動」が付加。

- 性的虐待：障害者に猥褻な行為をすること、または障害者をして猥褻な行為をさせること。
- 放棄・放置(ネグレクト)：障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人(施設の場合は「他の従事者および利用者」、使用者の場合は同僚)による身体的・心理的虐待と同様の行為の放置等、養護(施設の場合は「障害者を養護すべき職務上の義務」)を著しく怠ること(使用者の場合は「これに順ずる行為を行うこと」)。

※ 施設内や職場内におけるいじめ防止措置も求められる。

- 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

③国民等の義務

- 全ての国民に対する発見通報義務
- 国および自治体の障害者関係機関に対する早期発見義務
- 自治体等に対する虐待対応における障害者の自立支援義務
- 施設・事業所における虐待防止の責務

④虐待に関する相談窓口

- 養護者による虐待：市町村の障害者虐待防止センターに通報
- 障害者支援施設等での虐待：市町村を通じて県の障害者権利擁護センターに通報
- 職場での虐待：県を通じて労働局に通報

⑤虐待の判断のポイント

- 虐待しているという自覚は問わない。
- 障害者本人の自覚は問わない。
- 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある。
- 虐待の判断はチームで行う。

⑥差別や虐待の背景と対応

差別や虐待の背景	予防や防止のための取組み
支援者側の背景： 人々の心の深層にある蔑視や差別意識、人権意識の希薄さ(子供扱いなど)、支援技術不足、ストレスなど	支援者の気付きを育てる(自己チェック、相互点検など) 支援者の支援技術を高める(研修、スーパーバイズなど)
利用者側の背景： 虐待をされている自覚がない、社会に対する遠慮やあきらめなど(支配と服従の構造)	利用者のエンパワーメントと自主的行動を促す支援(差別や虐待への認識、自己選択と自己決定、自己主張の方法の獲得など)
環境要因： 密室性、職員の優位性、組織的容認、自浄機能の欠落など	第三者の目を入れる(家族、住民、関係機関など)、意思決定支援マニュアルの作成と実施など

(4)「意思決定支援ガイドライン」の概要

改正障害者基本法第23条「相談等」において、法律として初めて「意思決定支援」が規定され、障害者総合支援法の基本理念において、障害者にとって最も重要な「自分で自分の人生を決める」ことが明確化された。

①意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者が行う支援の行為および仕組みをいう。

②意思決定支援の基本的原則(イギリス、2005年、意思決定能力法)

- 能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなければならない。
- 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって、意思決定ができないとみなされてはならない。

- 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、あるいは、意思決定をするに当たっては、本人の最善の利益に適うように行わなければならない。
- そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくて済むような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

③意思決定支援における留意点

ア 意思決定支援と情報

- 決定を行うにあたって必要と考える情報を、本人が充分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう、柔軟かつ細心の配慮をもって提供すること。
- 本人が自己の意思決定を表出・表現できるよう支援すること。
- 本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
- 本人の意思だと思われるものを代弁すること。

イ 情報提供の留意点

- 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解する。
- できるだけわかりやすい方法・手段にて情報を伝える。
- 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
- 予想される副次的出来事(リスクも含む)について伝える。

ウ 意思決定支援における最善の利益の判断

- 事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて、相互に比較検討して結論を導くこと。
- 事案の決定について、どちらか一つということではなく、一つを融合して、一つ高い段階において決定を図っていくこと。
- 本人にとって自由の制限がより少ない方法を選択すること。特に生活の場の選択や、本人の身体・生命の安全のためにやむを得ず行動制限をしなくてはならない場合等。

④障害福祉サービス事業所等において意思決定支援が不可欠な場面

- 自宅から施設やグループホームへの入所を判断する場面
- 施設入所支援における継続相談支援で、施設入所支援の継続を判断する場面
- グループホームでの生活の継続を判断する場面
- 本人の身体・生命の安全や権利擁護の観点から、やむを得ず身体拘束や行動制限を行わなければならない場合、本人の最善の利益の観点から妥当かを判断する場面
- 身体や生命に重大な影響のある医療行為を選択する場面

⑤意思決定支援の仕組み

- ア 意思決定責任者の指名(配置)
- イ 意思決定支援会議の開催
- ウ 意思決定支援計画の作成
- エ 職員の知識・技術の向上
- オ 利用者・家族等に対する説明責任等

(5)千葉県における障害者の権利擁護の取り組み

①法や条例に基づく権利擁護活動

- 「障害者虐待防止法」に基づく市町村虐待防止センターおよび千葉県権利擁護センターの活動
- 障害者差別解消法に基づく権利擁護活動

- 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく相談支援活動
- ②福祉サービスの利用における権利擁護活動
 - 事業所における苦情解決
 - 千葉県運営適正化委員会による相談活動
- ③地域生活における権利擁護
 - 中核地域生活支援センターにおける権利擁護活動
 - 千葉県後見支援センター「すまいる」の活動
 - 日常生活自立支援事業
 - 成年後見制度、および成年後見制度利用支援事業
 - 人権擁護委員、その他の相談員活動

3 相談支援と権利擁護

(1) 相談活動の実務におけるチェックポイント(「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例、および障害者虐待防止法相談活動の実務」参照)

- ①基本的姿勢
 - 問題解決のための活動になっているか。
 - 障害のある人本人の意思決定を尊重しているか。
 - ネットワークを構築・活用しているか。
 - 関係者の秘密を守っているか。
- ②情報収集と個人情報保護のポイント
 - 利用目的の特定
 - 個人情報の適正取得
 - 情報の安全管理
 - 個人情報の共同利用および第3者への提供
 - 本人からの求めによる保有個人情報の開示

(2) 相談支援と権利擁護の重要性

社会福祉法以前の福祉サービス利用は申請主義に基づく措置制度によっていた。そのため、相談活動は情報提供を主とし、相談に訪れない者への対応はそれほど重視されてこなかった。これに対して社会福祉法以後は契約に基づく利用を前提としている。しかし、重度の障害を有する者が自らサービスを選択し、契約行為を行使することは容易でない。また、複合的なニーズを抱える世帯も多く、本人さえも問題の所在を認識していなかったり、権利侵害を受けても対応できないでいる場合もある。当然のことながら、障害のある人の立場に寄り添ってサービス利用に向けた情報提供や相談に併せて、望む暮らしを可能とするための権利擁護や支援が必要となる。その意味で、相談支援と一体的な権利擁護活動でなければならない。とくに、住まいの選択や医療行為に対する同意など、人生の重大な決定に当たっては意思決定支援の視点から慎重でなければならない。

また、福祉サービスの利用以外にも日常生活のあらゆる場面に契約行為が存在するだけでなく、地域生活においては様々な人間関係のトラブルも発生する。こうした立場の人々への支援活動を業としている中核地域生活支援センターにおける権利擁護活動の内容として、故池口氏は、①緊急に介入する活動、②虐待やDVに対してシェルター機能を果たす活動、③自立支援活動、④一人の人の人権擁護から人権侵害のない地域づくりのための活動、⑤権利侵害における生活支援活動を挙げている。

(3) 相談支援従事者の役割と期待

- 権利侵害の予防(早期発見、情報提供、教育等)
- 障害のある人の主体性・権利行使のための支援(代弁、仲介、コーディネート、意思決定支援等)
- 来ない相談・来られない相談への対応(アウトリーチ等)
- 関係者への理解啓発と支援ネットワークづくり

結び 「相談支援従事者にとっての課題」

相談支援従事者の任務は障害者の主体性の尊重の基に、障害者の望む暮らしの実現を支援するとともに、それを阻む要因を除去する活動でもあり、障害者との援助関係はパートナーシップである。加えて虐待防止法施行後において、計画相談を通じて障害者にとって最も身近な専門職として差別や虐待の早期発見・防止の役割が期待されている。しかし半面、外なる社会に対して障害者の権利を擁護すべき私たち自身が、サービス提供の場面では管理者として加害的な立場になりかねない。特に入所施設においては私たち以上に利用者と密接な関係にあるサービス管理責任者や職員に対して利用者の意思を代弁しなければならない。時には私生活への影響も無視できないこともある。こうした力関係の狭間にあって本来の任務を遂行するためには、自らの内なる葛藤を克服しなければならない。そのためには今一度、人の尊厳、生きることの意味を問い直す必要があるだろう。

参考 「改正障害者雇用促進法に基づく差別の禁止」

①法の主旨

雇用の分野については、労使の紛争解決の蓄積がある都道府県労働局を活用した紛争解決制度を構築すること等、雇用の分野に特有の内容を定める必要があることから、2013年6月、障害者雇用促進法が改正され、2016年4月より施行された。この法では、34条および35条において障害者に対する差別の禁止を、36条において合理的配慮の提供義務を、74条において紛争解決の制度を規定している。

雇用の分野においても、障害者権利条約において「職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること」とされていることや、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要な分野であること、労働者と事業主とは雇用契約における継続的な関係にあり、一般に労働者は事業主の指揮命令下にあることから、合理的配慮の提供は法的義務とされている。

②差別禁止の基本的な考え方

「すべての事業主は、労働者の募集および採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない、また、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない」とされている。

③禁止される差別

- 障害者に対し、障害を理由として対象から除外すること。
- 障害者に対し、障害者でない者には無い条件等を付すこと。
- 障害者に対し、障害者でない者よりも不利益に扱ったり、障害者でない者を障害者よりも優先させること。
- 障害者と障害者でない者との均等な機会および待遇の確保、障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために必要な合理的配慮を行わないこと。

④禁止される差別に該当しない例

- 積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと。
- 合理的配慮の提供を前提としたうえで、労働能力等を適正に評価した結果として異なる取り扱いとすること。
- 障害者専用の求人の採用選考または採用後において、仕事をするうえでの能力および適性の判断、合理的配慮の提供のため等、雇用管理上必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認すること。

⑤合理的配慮の基本的な考え方

- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のものであること。
- 採用後の合理的配慮について、事業主が必要な注意を払ってもその雇用する労働者が障害者であることを知り得なかった場合には、合理的配慮の提供義務違反を問われないこと。
- 支障となっている事情等を改善する合理的配慮に係る措置が複数ある時は、障害者の意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置を講ずることは差し支えないこと。また、障害者が希望する合理的配慮が過重な負担である時は、本人との話し合いの上で可能な方法を講ずること。
- 障害者も共に働く一人の労働者であるとの認識の下、事業主や同じ職場で働く者が障害の特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要であること。

⑥禁止される合理的配慮の対象とならない例

- 障害者である労働者の日常生活のために必要な眼鏡や車椅子等を提供すること。
- 配慮をしたとしても重要な職務遂行に支障をきたす場合に、元の職務を継続させること。

⑦合理的配慮の手続き

- 障害者からの合理的配慮の申出(採用後においては、事業主の職場において支障となっている事情の有無等の確認)
- 合理的配慮に係る措置の内容に関する話し合い
- 合理的配慮の確定
- ⑧相談体制の整備において講ずべき措置
 - 相談に適切に対応するために必要な体制を整備すること。
 - 採用後における合理的配慮に関する相談があった時は、支障となっている事情を迅速に確認し、合理的配慮の手続きを適正に行うこと。
 - 相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずること。
 - 相談をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

※ 都道府県労働局長は、当事者の双方または一方から障害者に対する差別または合理的配慮に関する紛争解決の援助を求められた場合、当事者に対し必要な助言、指導および勧告を行うことができ、当事者の双方または一方から申請があった場合において必要と認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせることが規定されている。さらに、千葉県においては県条例に基づく相談・調整活動も可能である。

相談支援（ケアマネジメント） における地域への視点

社会福祉法人 榎の実会
高安一弘

[講義のねらい]

- 1, 相談支援において地域資源を把握し、ネットワークを構築することの重要性を理解する。
- 2, 地域課題の解決の一つとして、自立支援協議会の役割との活用について理解する。

質問です。

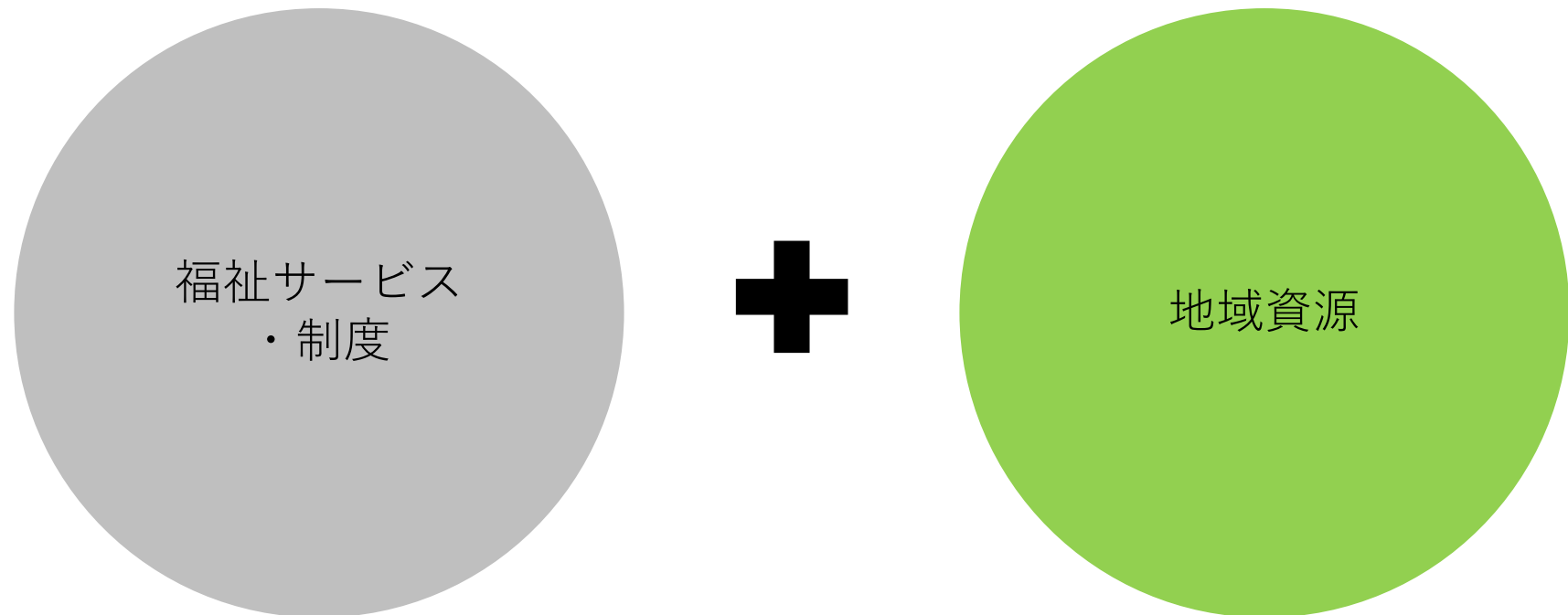
皆さんは、日々生活する中で、どんな地域資源や社会資源を使っていますか？

「髪を切りたい」

➡ 「美容院」「美容師」という社会資源を使ってニーズを満たしています。

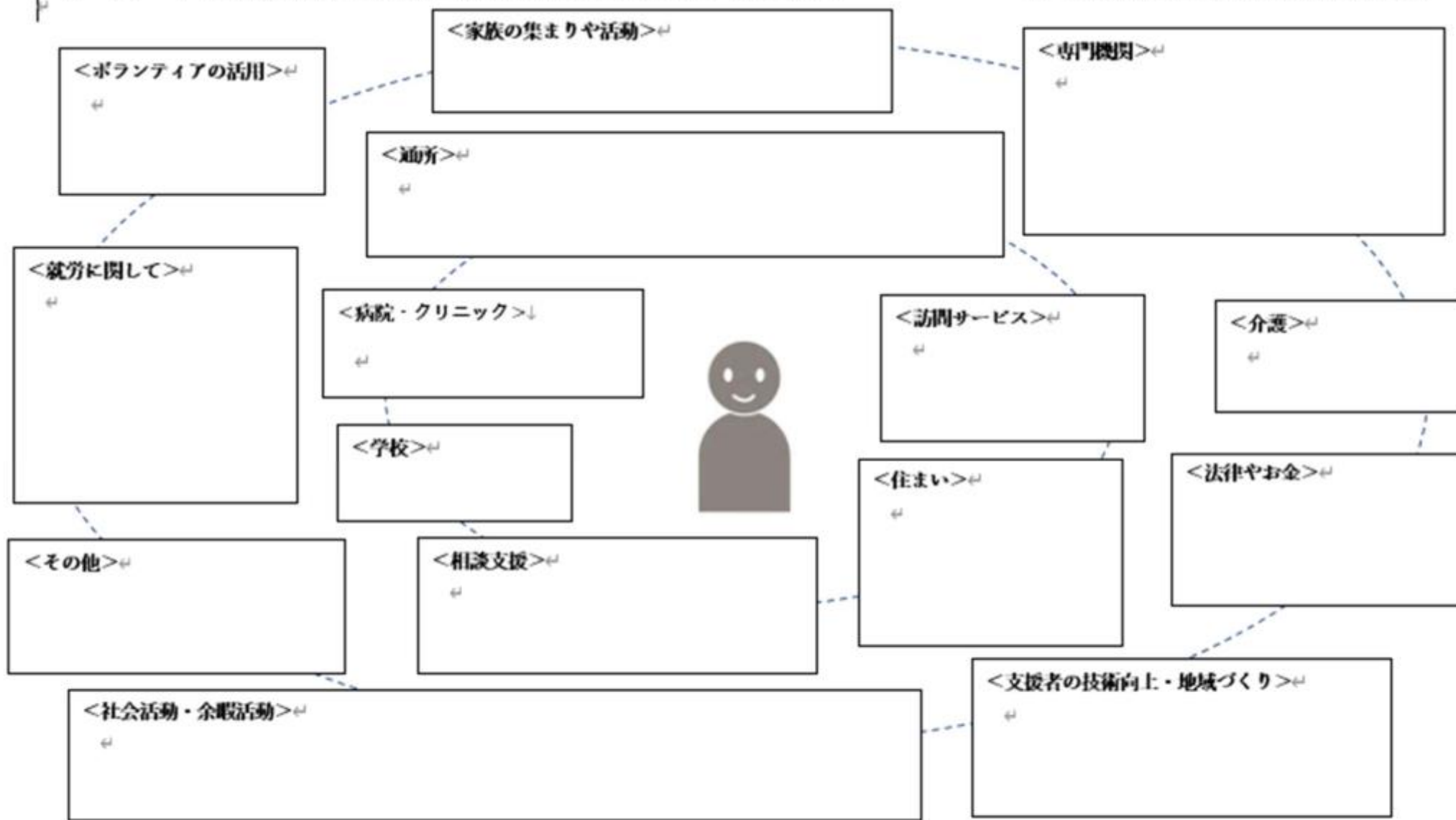
地域資源・社会資源とは？

➔ 障害の有無にかかわらず、生活上のニーズを解消するためのもの



ワークシート<地域の資源マップ作製（具体的な事業所名を入れてください）>

※ 地域の単位は市町村が障害福祉圏域とします



<私の地域の強みと課題> <ul style="list-style-type: none"> ・強みは…、 ・課題は…、 	受講者 氏名	確認印
	訪問先 機関	

なぜ、地域資源の把握とネットワークが
必要なのか？



タコ足ホールディングス



タコ足ホールディングス

新入職員合同研修会 6.24

せっかく多古町で一緒に働いているんだから、一緒にこの町で働く仲間と研修をしてみませんか？
自分が働いている地域のこと、人のこと、みんなで一緒に考えて、悩んでみて(？)、許してみても、
笑ってみて(笑)、そんな感じで、楽しみながら学び合える友達が見つかる研修を目指しています。
組織や職種の壁を気軽に超えて、みなさまのご参加をお待ちしています！

※タコ足ケアシステムでは、多古町をひとつのグループ会社として捉え、勝手にタコ足ホールディングスと呼んでいます。僕らも
あなたもタコ足ホールディングスの血縁な職員ですよ(笑)

1

13:00～14:00



偏愛マップでレッツ！コミュニケーション！

初めて会う人や外部の人と一緒に研修するのは、なかなか緊張します。でも、そんな時でも大丈夫！誰とでも、嘘み
たいに楽しくコミュニケーションができるワークショップ
から研修が始まります！！

多古町ウォークラリー！

自分が働く多古町を歩き回って、地域のこと、そこで働く
人、住んでいる人と知り合いになろう！まずは、街を歩い
て知ることから。そこから全てが始まるさ～！



2

14:00～15:30

3

15:30～16:30



バナナジュースを飲んで研修の振り返り！？

街歩きが終わったら、やっぱり飲みたいバナナジュース！？
なんでバナナジュースを飲んでいるのか！？考えながら、今
日一日の振り返りを行います。「ジュースの感想」も「研修の
感想」も、どちらも大切な「今日の感想」です。

開催日時：2022年6月24日(13:00～16:30)

開催場所：地域交流館 たこらぼ (多古町観光まちづくり機構)

研修主催：タコ足ケアシステム

研修申込：多古町保健福祉センター平野 or 横の実会高安&在田まで



21名

1

13:00～14:00



偏愛マップでレッツ！コミュニケーション！

初めて会う人や外部の人と一緒に研修するのは、なかなか
緊張します。でも、そんな時でも大丈夫！誰とでも、嘘み
たいに楽しくコミュニケーションができるワークショップ
から研修が始まります！！



自立支援協議会の役割とその活用

- ①個別の相談活動から見出される共通する課題
- ②地域課題の共有
- ③社会資源の開発
- ④自立支援協議会の仕組みと機能

①個別の相談から見出される共通する課題

個別の相談がすべてうまくいくとは限らない。

- ➡制度だけでは、解決できないこと
- ➡地域の社会資源の不足から起きること
- ➡支援者の力量不足によって起きること

- ・同じように困っている事例についてアンテナを張っておくこと。
- ・相談支援専門員同士はもちろん、サービス事業所や医療機関、地域住民と連携がとりやすい様に顔見知りになっておくこと。

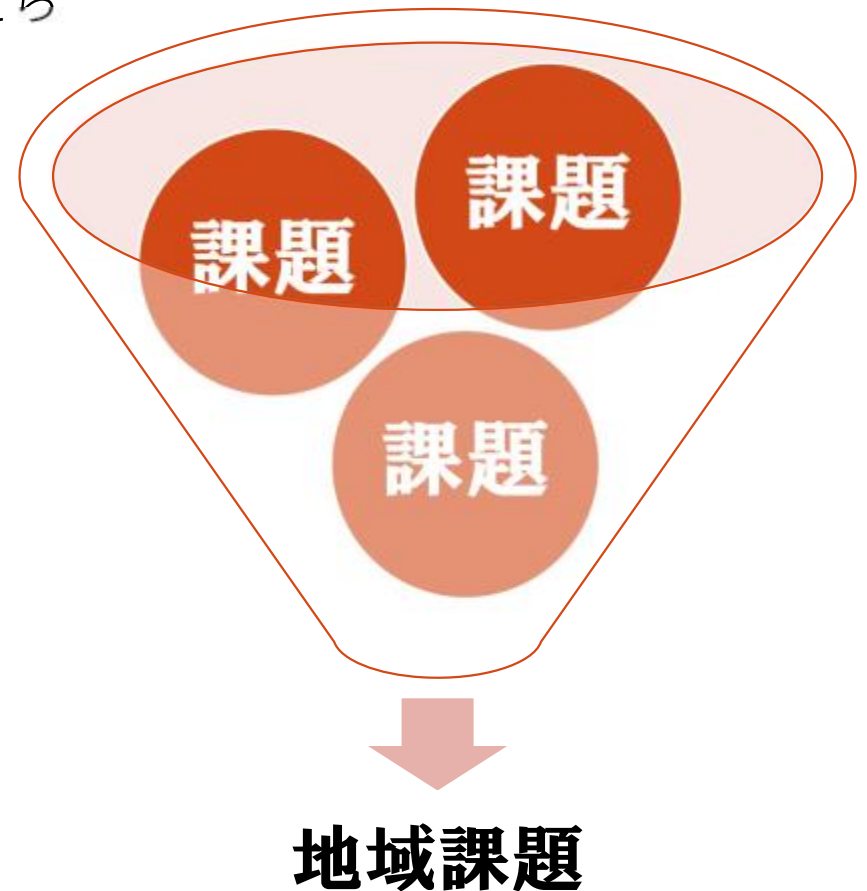
②地域課題の共有

もし、地域にたくさん同じような課題があったら

➔ 地域課題ではないか？

➔他の関係者もおなじように感じているかな？

➔話題に出して確認してみよう！



③社会資源の開発

地域課題の共有

福祉サービスで、ご本人の思いを叶えられることはないのか？
話し合いを重ね・情報交換しても、本人が必要とする、または気持ちが動かされる
ような選択肢が見つからない場合



なければつくる！

なければつくる？



そんな簡単なもんじゃない！



本当に？行動した？

なければつくる！
そんな簡単なもんじゃない！

本当に？行動した？

「学ぶ場がほしい」「友達をつくりたい」「毎日買い物に行きたい」「ゴミ出しを手伝ってほしい」「話を聞いてほしい」「旅行に行きたい」「お金を稼ぎたい」

多くのアイデアと協力と理解があれば、多くのことは1年以内を目標として結果を出せるのではないか…という思考が私たちには必要

なければつくる！
そんな簡単なもんじゃない！
本当に？

地域住民やサークル・教室等のスタッフ等と顔見知りになることで、選択肢が増えていく、それも立派な社会資源の開発。

顔見知りからお友達に！



自立支援協議会（障害者総合支援法）

（協議会の設置）第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される**協議会を置くように努めなければならない。**

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

自立支援協議会の目的

自立支援協議会は、

障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、

関係機関等との連携の顕密化を図るとともに、

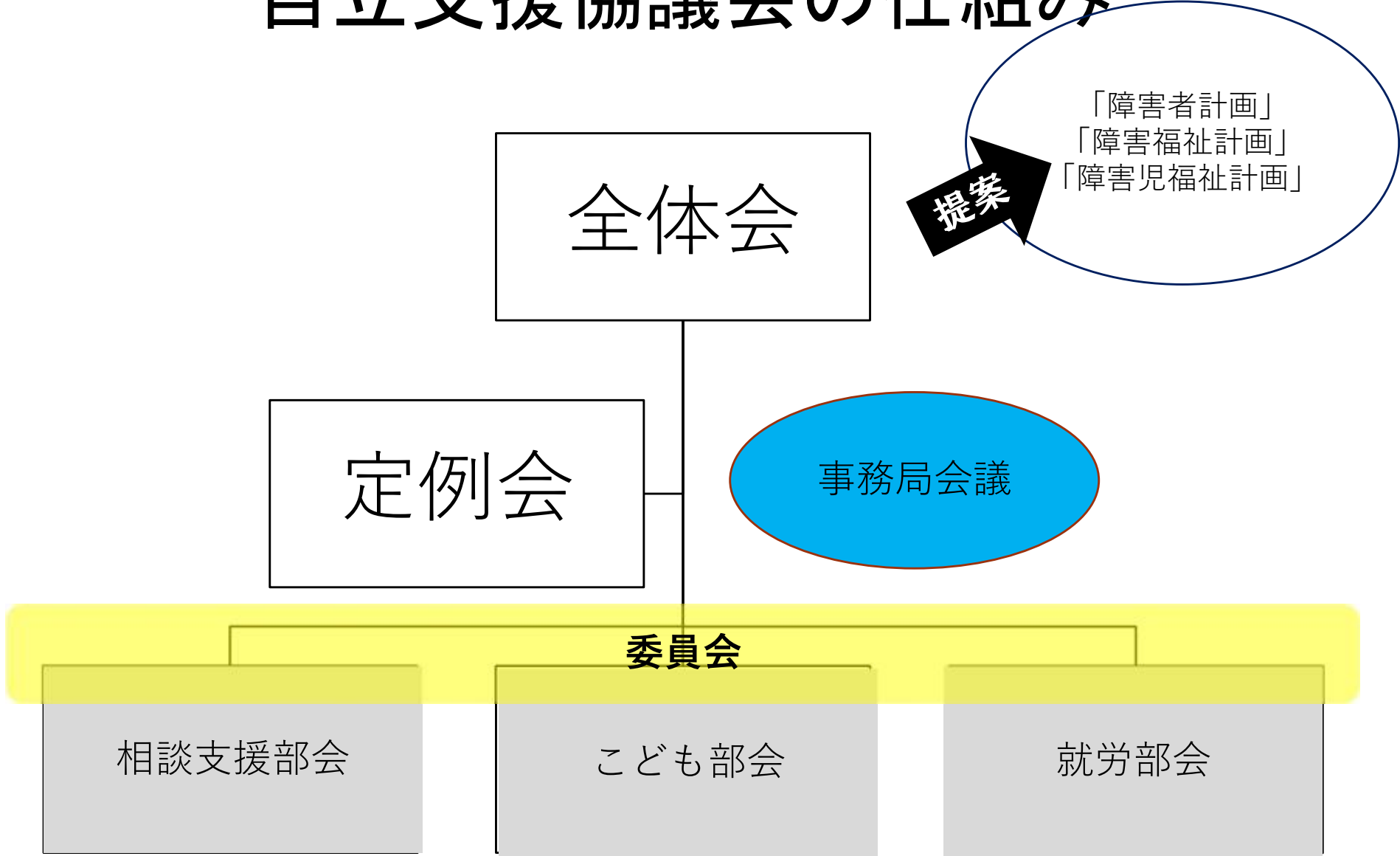
地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、

障害者等への支援体制の整備を図ること を目的としている。

協議会の役割

協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく役割がある。

自立支援協議会の仕組み



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

令和2年4月1日 設置市町村数:778
設置箇所数:946
(一部共同設置)

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - ・専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

協 議 会

相談支援事業者



相談支援事業者



相談支援事業者



児童発達支援センター
(相談支援事業者)

協議会の機能

情報機能	困難事例の対応の在り方を情報共有。 地域の諸情報を共有する
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 地域の支援力を高める役割分担と調整
開発機能	地域診断、地域の社会資源の開発、改善
教育機能	構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業、 基幹相談支援センター等の運営評価 サービス等利用計画、重度包括支援事業等の評価 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

『障害者基本計画』 『障害福祉計画』 『障害児福祉計画』

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者基本法 第11条	障害者自立支援法 第88・89条	児童福祉法第33条
<p>「国の障害者基本計画」に基づき障害者のための施策に関する基本的な計画 (都道府県・市町村)</p>	<p>「国の基本指針」に基づき福祉サービス量と提供体制を確保するための計画 (都道府県・市町村)</p>	<p>「国の基本指針」に基づき障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画 (都道府県・市町村)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の性格、期間等 ・ 基本理念、基本目標等 ・ 障害者の推計 ・ 施策の体系 ・ 施策の推進 ・ 各施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス、相談支援の必要な量の見込み ・ 障害者支援施設の必要入所定員総数 ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援等の提供体制の目標 ・ 通所支援又は障害児相談支援の必要な見込量 ・ 障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

協議会の活動例

- ・ 困難事例への対応の協議
- ・ 研修会（当事者向け・事業所職員向け）
- ・ 要望活動
- ・ 啓発活動（講演会・映画会・当事者による発表・ピアサポートに関して）
- ・ 災害時の対策の検討（協定書の作成）
- ・ 虐待防止の取り組み・差別解消の取り組み
- ・ 資源マップ・バリアフリーマップの作製
- ・ 市町村障害者計画・障害福祉計画の策定に係る意見発信
- ・ 地域移行支援の促進に関して
- ・ 事業所間連携に関して（特別支援学校・就労先・ライフサポートファイル）
- ・ 地域のニーズに沿ったサービスの創設に関して



ナイスクロー大会 !!

「ひとりの苦勞はみんなの苦勞」ということで開かれたナイスクロー大会！ 厳しい予選を勝ち抜いたスペシャリスト達11名が登壇しました。介護の苦勞、障害の苦勞、職場の苦勞、自治会の苦勞、家族の苦勞、自分の苦勞...などなど色々な苦勞が発表されましたが、皆さん見事に「ナイスクロー... もっ

ひとりの苦勞はみんなの苦勞

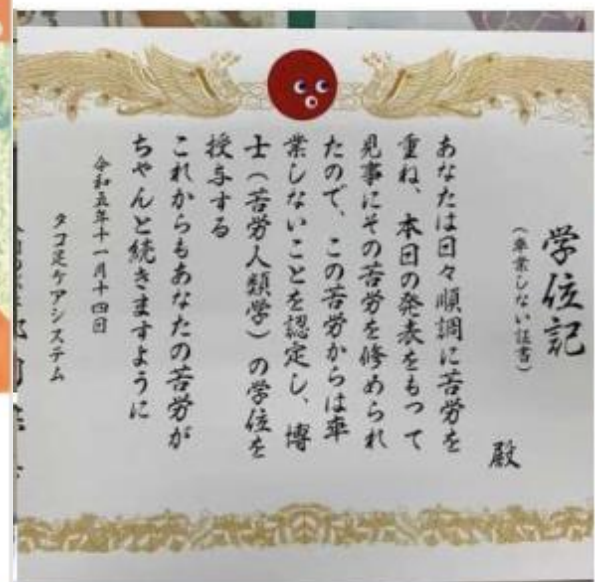
ナイスクロー大会

2023年11月14日(火) 13:30~15:00

@多古町コミュニティプラザ 3階多目的ホール

「ひとりの苦勞はみんなの苦勞」ということで、あなたの苦勞をみんなで共有してみませんか？ ナイスクロー大会は、自分達の苦勞に対して、みんなで「ナイスクロー！！」と大きな声で讃え合うだけの場です。でも、そんな場だからこそ、そこからなにか勇気をもらえるような気がします。あなたの苦勞をお待ちしています！

主催 多古町自立支援協議会相談支援部会&タコ足ケアシステム
問合せ 多古町自立支援協議会相談支援部会長
 社会福祉法人横の実会 在田
 TEL:0479-74-7733



他5件

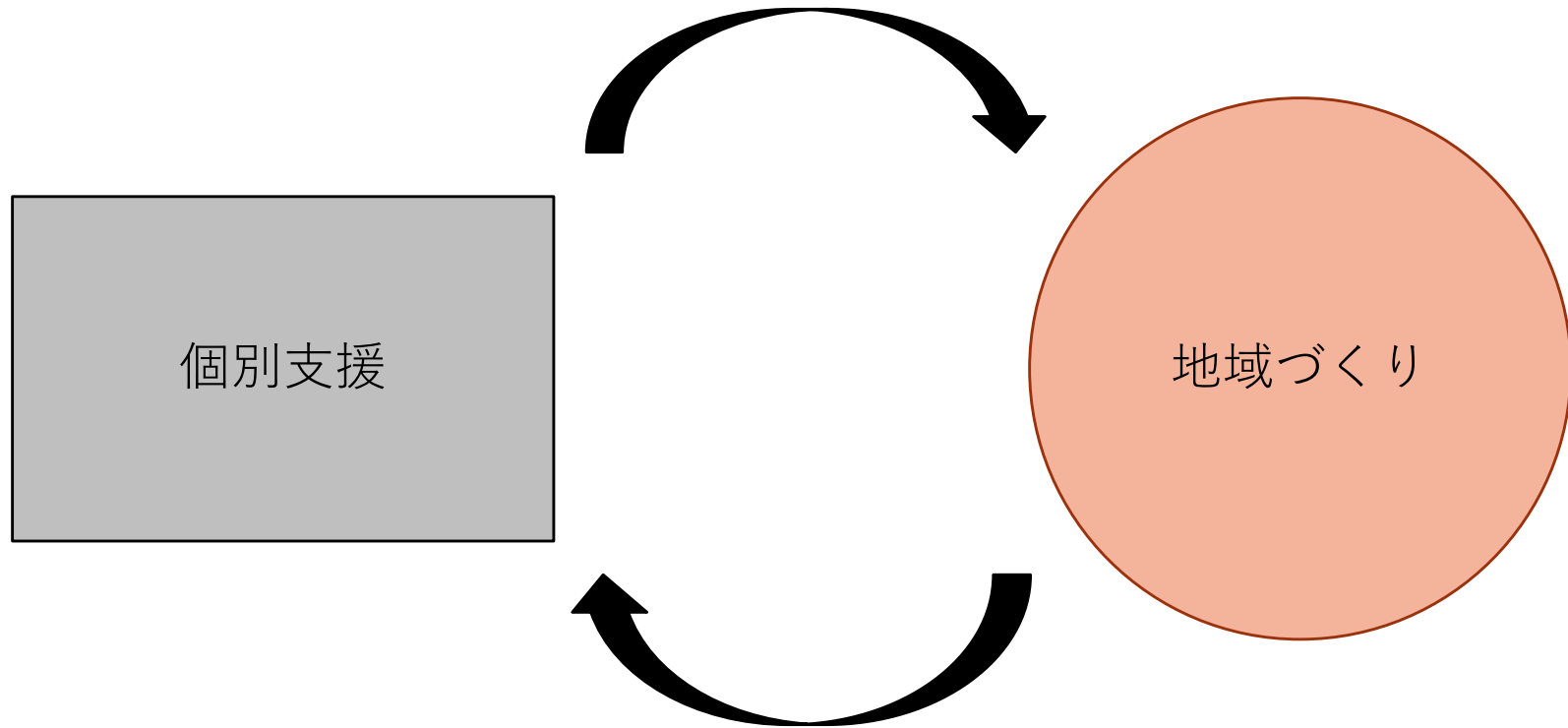
当事者等による団体等との連携

当事者主体の支援を展開しなければ意味はない。



当事者が安心して参加できる協議会を！

まとめ



重ねた数だけ、うまくいく！